［略］	［略］	［略］
［削る］		［削る］

⑯　営　　業　　収　　益

科　　目	項	備　　考
(I)　電気事業営業収益		調査決定の完了した金額を計上する。
電灯料		
	［略］	［略］
	雑口	［削る］
電力料		
	［略］	［略］
	雑口	［削る］
［略］	［略］	［略］
［削る］		［削る］
［略］	［略］	［略］

［略］	［略］	［略］
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分		特定一般送配電事業者（平成17年度前に特定実用発電用原子炉（再処理等実施法第２条第５項に規定する特定実用発電用原子炉をいう。）を用いて発電事業に相当する事業を営んでいた他の者との間で当該特定実用発電用原子炉の運転の開始の日から平成17年３月31日までの間の運転に伴つて生じた使用済燃料（改正積立金法附則第２条に規定する旧法附則使用済燃料をいう。）の再処理等（再処理等実施法第２条第４項に規定する再処理等に相当するものをいう。）に要する費用を当該一般送配電事業者が支払う旨の契約を締結している一般送配電事業者に限る。以下同じ。）が支払つた金額（改正積立金法による改正前の原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成17年法律第48号。以下「積立金法」という。）附則第３条第１項の規定により積み立てるべきこととされた金銭に係る利息に相当する額を除く。）を整理する。

⑯　営　　業　　収　　益

科　　目	項	備　　考
(I)　電気事業営業収益		調査決定の完了した金額を計上する。
電灯料		
	［略］	［略］
	雑口	遅収加算料金及び太陽光発電促進付加金を整理する。
電力料		
	［略］	［略］
	雑口	遅収加算料金及び太陽光発電促進付加金を整理する。
［略］	［略］	［略］
使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分		特定一般送配電事業者から支払われた料金（積立金法附則第３条第１項の規定により積み立てるべきこととされた金銭に係る利息に相当する額を除く。）を整理する。
［略］	［略］	［略］